

令和2年第2回定例会会議録（第1号）

令和2年6月15日

○出席議員（25名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	安部政信君

○議会事務局出席者

局 長	安 達 勤 彦	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	岡 崎 英 二	補佐兼総務係長	内 田 千 乃
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	梅 津 聖 子
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第1号）

令和2年6月15日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第66号 令和2年度別府市一般会計補正予算（第4号）
 - 議第67号 令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第68号 別府市税条例の一部改正について
 - 議第69号 別府市税特別措置条例の一部改正について
 - 議第70号 別府市都市計画税条例の一部改正について
 - 議第71号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議第72号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議第73号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議第74号 別府市手話言語条例の制定について
 - 議第75号 別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
 - 議第76号 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について
 - 議第77号 別府市国民健康保険条例の一部改正について
 - 議第78号 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 議第79号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 議第80号 動産の取得について
 - 議第81号 指定管理者の指定について
 - 議第82号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
 - 議第83号 市長専決処分について
 - 議第84号 市長専決処分について
 - 議第85号 市長専決処分について
 - 議第86号 市長専決処分について
 - 議第87号 市長専決処分について
- 以上22件の上程、提案理由説明
- 第 4 請願第2号 小学校給食自校式継続を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） 令和2年第2回別府市議会定例会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る4月23日、第95回九州市議会議長会定期総会外3件の総会は、コロナウイルス感染症対策を考慮し、いずれも書面会議で行われました。その概要については、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、1番・榊田貢君、13番・荒金卓雄君、18番・平野文活君、以上3名の方々をお願いいたします。

次に、日程第2により、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日6月15日から29日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月15日から29日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第3により、議第66号令和2年度別府市一般会計補正予算（第4号）から、議第87号市長専決処分についてまで、以上22件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 令和2年第2回市議会定例会の開会に当たり、ただいま上程されました諸議案の説明と新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、日々の生活や事業に不安を抱える市民や事業者の方々を守るため、「雇用」、「事業」、「健康と生活」の「3つを守る」を柱とした本市独自の緊急対策第1弾として、500人規模の雇用対策や中小企業者賃料補助その他の事業継続の支援のほか、手指消毒や施設の消毒に使用できる「次亜塩素酸水」などの配布等、市民の経済支援対策や感染症予防対策を他の自治体に先駆けて実施してまいりました。

さらに、市民や事業者の実態とニーズに即した、「3つを守る」取組を推進するため、「別府市子どもエール弁当宅配事業」として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や休職等で生活が苦しくなった御家庭の園児や児童、生徒を対象に、給食の代替となる弁当の宅配事業を実施いたしました。

実施に当たって、有償貨物運送の特例措置を活用し、市内タクシー事業者と官民連携で取り組んだところ、新型コロナウイルス感染症対策下の運輸業者への支援事例として、国土交通省から全国の自治体に紹介され、九州運輸局のホームページでも公表されました。

「学生エールプロジェクト」では、アルバイトの休業を余儀なくされ、生活に困窮する学生を対象に、公共施設の環境整備等の協力に対して「活動協力謝礼金」を給付する経済的支援や食糧支援を6月1日からスタートしました。

また、国が実施している「持続化給付金」をいち早く市内事業者を利用していただくため、電子申請の手続をマンツーマンで行う体制の構築や、当初、同給付金の対象とならなかつ

た創業者に対する給付金の創設など、国に先駆けた対策を行うとともに、既に実施している「中小企業者等賃料補助金」の対象を自己所有の物件まで拡大するなど、市内事業者の経営実態を踏まえた制度の充実を図りました。

これまで、市民・事業者を守る取組を中心に実施してきましたが、5月25日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全国で解除され、これからは感染拡大の防止を図りながら、社会経済活動の再開に向けた取組を進める局面となりました。

経済再生は、本市を支える事業者が新型コロナウイルス感染症によるダメージを受けたままでは早期の復興は望めません。そこで、緊急対策第2弾として5月26日に補正予算の専決処分を行い、経済回復の原動力となる新たな3事業に着手いたしました。

1つ目の「別府エール食うぽん券発行事業」は、飲食業者等を支援するため30%のプレミアム付きクーポン券を発行する事業で、7月からの販売を予定しています。

2つ目の「湯ごもりエール泊事業」は、市内の旅館・ホテルなどの宿泊事業者等を支援するため、低料金の宿泊プランを提供する事業者等に対してその費用の一部を助成する事業です。早期始動を目指すため、先行して別府市旅館ホテル組合連合会と連携し実施いたしますが、その後、組合に加入されていない宿泊業者を対象に広げ、事業を推進いたします。

当初は、県民限定プランといたしますが、既に実施している大分県の宿泊補助事業や今後予定されている国のGo Toキャンペーン事業と併せて、切れ目なく持続的に効果が得られるよう実施したいと考えています。

以上の2事業につきましては、学校の再開や公の施設の開館など、感染防止策を講じた上で自粛や制限を緩和し、解除する第1段階の「立ち上がり」から社会経済活動の本格的な再開に向けて、活動レベルを引き上げる第2段階の「助走」と位置づけています。

しかしながら、緊急事態宣言の解除後に、近隣他都市において小規模な集団感染が発生し、依然として予断を許さない状況が続いています。

そこで、自粛緩和により懸念される感染拡大の防止を図るため、3つ目に実施するのは「新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業」です。「別府エール食うぽん券発行事業」や「湯ごもりエール泊事業」の実施に当たり、安心して利用していただける飲食や宿泊サービスを行うための感染症予防策に対して、必要な費用の9割、15万円を上限に助成を行い感染防止の徹底を図ります。

本市の基幹産業である観光産業は、多くの業種に経済波及効果をもたらす裾野の広い産業であり、地域経済の振興になくってはならない産業です。コロナ危機を脱した後は、観光産業の振興を起点として観光需要喚起策等の反転攻勢を仕掛け、コロナ影響下からの完全回復を目指します。

以上のような新型コロナウイルスに関する各種支援を、新型コロナウイルス感染症防止対策を図りつつ、ワンストップで全ての相談・支援・申請等を迅速に行うため、別府市総合体育館・べっぴアリーナ及び市役所に総合受付センターとコールセンターを開設しています。

総合受付センターでは、国の各種支援事業の申請受付のほか、本市独自の緊急経済対策に加え、別府市社会福祉協議会が実施する支援事業や別府商工会議所、大分県中小企業診断士協会による経営相談など、幅広い分野の団体等に御協力をいただきながら、事業経営や生活に不安を感じている方々のサポートに努めています。

また、国の特別定額給付金については、特別定額給付金支援班を設置し、迅速な給付に向けて取り組んでいます。対象世帯数は6万2,441世帯、6月12日現在の申請受理件数は、5万6,123件、進捗率89.9%となっており、給付済件数は4万8,856件、給付世帯進捗率は78.2%となっています。

続きまして、機構改革の延期について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止していくという現状では、事態が長期化することを覚悟せざるを得ない状況であるとの認識に立ち、令和2年4月1日から延期をしていました機構改革については、コロナ対策を最重要課題として万全を期す体制を維持するため、一部を除き令和3年4月1日に延期することといたします。

本市は、これまでも苦難を乗り越えてきました。コロナ収束という全世界の共通の目標に向け、自分自身と身近な人の命を守るために「新しい生活様式」を引き続き実践していただくことをお願いいたします。

最後に、これまでたくさんの方々から物資や寄附金など多くの御支援を頂いています。皆様方の温かい御支援に対して、改めて心より感謝申し上げます。

皆様から託された御厚意は、医療機関や福祉施設など支援を必要とする団体等のために活用させていただくほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する様々な取組に最大限有効に活用させていただきます。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

初めに一般会計補正予算ですが、今回補正する額は4億4,650万円の増額で、補正後の予算額は694億5,400万円となります。

その主なものとして、総務費では、別府商工会館建設用地を売却することに伴い、当該売却収入を基金に積み立てるため、別府市公共施設再編整備基金積立金の追加額を計上しています。

消防費では、消防指令業務に係る設備の更新及び維持管理経費の縮減並びに大規模災害に対する対応の迅速化を図るため、現在、県内の各消防本部が単独で実施している指令業務を令和6年度から共同で実施するに当たり、この運用開始に向けた準備として、大分市に建設する消防指令センターの基本設計等に係る本市の負担金を計上しています。また、密閉・密集・密接の状況が生じやすい避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、収容避難所で必要となる衛生用品等の備蓄品を購入する経費を計上しています。

教育費では、国の緊急経済対策を活用し、GIGAスクール構想を早期に実現することにより、休校時においてもICTの活用により子どもたちの教育機会を確保することができるよう、児童生徒1人に1台の端末を整備する経費を計上しています。

次に、特別会計では、国民健康保険事業において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給する経費を計上しています。今回の補正額は400万円の増額で、補正後の特別会計予算の総額は533億8,400万円となります。

以上が、今議会における予算関係議案の概要です。

次に、予算外の議案につきまして御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、条例関係12件、その他8件の計20件を提出しています。

議第68号別府市税条例の一部改正について、及び議第70号別府市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第69号別府市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法に基づいて固定資産税の課税免除または不均一課税を行う場合の要件を定める総務省令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第71号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第72号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議第73号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法または子ども・子育て支援法に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 74 号別府市手話言語条例の制定については、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念等を定める条例を制定しようとするものです。

議第 75 号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正については、重度心身障害者に対する医療費の支給において、所得制限を設けることに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 76 号別府市中心身障害者福祉手当条例の一部改正については、身体障害者福祉タクシー手当等の額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 77 号別府市国民健康保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 78 号別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、大分県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金について、市において申請書の受付を行うことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 79 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 80 号動産の取得については、高規格救急自動車を買入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 81 号指定管理者の指定については、別府市竹細工伝統産業会館の管理を指定管理者に行わせることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 82 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、協議により、のつはる天空広場を本市の住民の利用に供させることについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 83 号から議第 87 号までの市長専決処分については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき市長において専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

議第 83 号、議第 84 号及び議第 85 号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、別府市税条例、別府市都市計画税条例及び別府市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものです。

議第 86 号は、介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第 1 号被保険者の介護保険料の減額賦課の基準が改められたことに伴い、別府市介護保険条例の一部改正を専決処分したものです。

議第 87 号は、外出自粛により経営に打撃を受けた事業者を支援するため、令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したものです。

以上で、各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。会期日程により全議案を考案に付したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、全議案を考案に付すことに決定い

たしました。

次に、日程第4により、請願第2号小学校給食自校式継続を求める請願を上程議題といたします。

本請願については、厚生環境教育委員会に付託をすることといたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日16日及び17日の2日間は考案のため本会議を休会とし、次の本会議は18日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、明日16日及び17日の2日間は考案のため本会議を休会とし、次の本会議は18日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分 散会

